

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 美術・文学館課

許認可等の内容		美術館・文学館企業等サポーターの認定
根拠法令等及び条項		栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱第2条第1項、第4条、第5条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱第2条第1項、第4条、第5条第1項
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5年 3月28日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>○企業サポーターの認定（栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱）</p> <p>第2条 栃木市立美術館（以下「美術館」という。）及び栃木市立文学館（以下「文学館」という。）の事業の趣旨に賛同し、賛助しようとする法人及び団体（以下「企業等」という。）は、栃木市立美術館・文学館賛助申込書兼栃木市立美術館・文学館企業等サポーター認定申込書（別記様式第1号）に栃木市立美術館・文学館賛助及び企業等サポーター認定の申込みに係る誓約書兼同意書（別記様式第2号）を添えて、市長に申し込むものとする。</p> <p>第4条 第2条第1項の規定による申込みをした企業等は、市が交付する納付書により賛助金を納付するものとする。</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により賛助金を納付した企業等を、栃木市立美術館・文学館企業等サポーター（以下「企業等サポーター」という。）に認定するものとする。</p>	